

平成 18 年 7 月 28 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
日本レジデンシャル投資法人
代表者名
執行役員 山内 章
(コード番号：8962)
問合せ先
パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社
取締役 高野 剛
(TEL：03-5251-8528)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

日本レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本年7月14日付「東京証券取引所からの「改善報告書」提出請求について」にてお伝えしたとおり、同日付けで、東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）より、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第7条第4項の規定による上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第22条第1項の規定に基づき、「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日、取引所に別添のとおり改善報告書を提出し、受理されましたのでお知らせいたします。

本投資法人は、改善報告書の内容に基づき、改善措置を謹厳に努めて参る所存です。

以 上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス <http://www.nric.co.jp>

改 善 報 告 書

平成 18 年 7 月 28 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 西室 泰三 殿

日本レジデンシャル投資法人
執行役員 山内 章

平成 16 年 3 月 2 日の当投資法人上場以降、投資口の追加発行、決算短信等について決議された役員会において、実際の決議日と異なる日に決議が行われたものとして開示資料を作成し、開示した件について、「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規定の特例」第 7 条第 4 項の規定による「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 22 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出致します。

1. 経緯

(1) 実際の決議日と異なる日に決議が行われたものとして開示資料を作成し、開示するに至った経緯

当投資法人の役員会は、当投資法人と資産運用委託契約を締結している資産運用会社（以下、「資産運用会社」という。）の代表取締役社長が兼務をしている執行役員 1 名と当投資法人の常務に従事していない監督役員 2 名で構成されており、事前に開催日程を調整した月 1 回の定例の役員会（以下、「定例役員会」という。）のほか、これ以外に臨時の役員会を開催しておりましたが、日程調整が困難である等の理由から、次のような不適切な役員会運営を行いました。

議事録上の臨時役員会の開催日以前に、毎月開催する定例役員会での決議や電子メール又は電話連絡により各役員に対する事前説明を行い、内容を審議して承認を得た上、内容に変更が生じなければ、臨時役員会において決議したとするもの（事前了承）が 18 回、また、議事録上の臨時役員会の開催日以降に、定例役員会での決議や電子メール又は電話連絡により各役員に対する事後説明を行い、内容を審議して承認を得た上、臨時役員会において決議したとするもの（事後了承）が 14 回、合計 32 回の会議形式、開催日時、閉会日時等が事実と異なる議事録を作成しておりました。

当初立てられた日程に沿って実務を進めるためにこのような不適切な役員会の運営がなされていたなかで、これら臨時役員会の決定事実に基づいて投資口の追加発行、決算短信、業績予想等の開示を行おうとした結果、実際の決議日と異なる日に決議が行われたものとして開示資料を作成し、開示するに至った次第であります。

(2) 同様の行為が長期にわたって繰り返し行なわれた理由

役員会の決議事項は全て実際の開催によることが法令により義務付けられており、また役員会の決議を以って開示すべきであることは十分に認識しておりましたが、投資法人の機関運営に関する法令

の重要性を十分に意識しておりませんでした。故に、日程調整が困難な状態のなか、それら法令の厳格厳密な遵守を前提とした適時開示を適切に行うための体制を構築しきれず、適時開示規則違反行為を繰り返してしまいました。

また、不実の役員会の開催は、旧投信法 111 条 4 号に規定する「その機関の運営に関する事務」を一般事務受託者（以下、「機関運営事務受託者」という。）に遺漏なく遂行させる責任（執行役員が適切に指図すること等）を執行役員は負っているにもかかわらず、これを十分に果たしてなかったことに起因しております。さらに監督役員による経営監視機能も不足しており、執行役員の業務の執行を十分に監督できず、機関運営というガバナンスの一部機能不全の状態に適切に対処しておりませんでした。改善措置については後述します。

(3) 上記行為に関する手続き及び関係者のかかわり方

【役員会の招集手続き】

定例役員会の招集手続きは、開催連絡を当投資法人の執行役員が資産運用会社の管理部管掌取締役に行い、この指示により管理部の総務担当者が機関運営事務受託者へ連絡し、招集通知を当投資法人の執行役員（資産運用会社の招集通知指図代理者を含む。）の指図のもと、機関運営事務受託者が執行役員及び監督役員へ通知を行います。

臨時役員会につきましては適切に開催されてはおりませんでした。ただし、開示に関する事項については、開催日・決議事項を上記手続きによる定例役員会において事前に付議、または事後的に付議しておりました。

【役員会の議事録作成】

定例役員会の議事録作成は本来機関運営事務受託者によって一貫してなされるべきところ、役員会の同席者である機関運営事務受託者の担当者が作成し、資産運用会社の管理部管掌取締役の指示により管理部総務担当者の承認のもと、資産運用会社において製本し、執行役員及び監督役員の確認の上捺印を行っておりました。

臨時役員会につきましても、事前了承・事後了承に関わらず、定例役員会開催後に定例役員会において付議されたその開催日・決議事項を上記手続きにより作成しておりました。

【適時開示】

適時開示の事象となる投資法人役員会の決議は、資産運用会社の管理部管掌取締役（資産運用会社の適時開示承認権限管理者を含む。）の開示内容に関する承認の後、直ちに開示を行います。

臨時役員会につきましても、定例役員会において付議されたその開催日・決議事項を、事前了承・事後了承に関わらず、臨時役員会が実施されたものとして上記手続きにより開示しておりました。

(4) 投資法人役員会の通常の手続きと本件手続きの相違点、問題点

本来、定例役員会と臨時役員会の手続きに相違はありませんが、本件臨時役員会は招集手続きが適切にとられることなく、開催されておりました。

問題点と致しましては、適切な指図によって機関運営を機関運営事務受託者に遺漏なく遂行させる

責任を、執行役員が十分に果たしてなかったこと、さらに監督役員による経営監視機能が不足しており、執行役員の職務の執行を十分に監督できなかったことにあると認識しております。

(5) 関連者も含めた統制組織の問題点

執行役員が業務を執行するにあたり、法令遵守の意識が不足しておりました。

監督役員による経営監視機能が不足しており、執行役員の職務の執行を十分に監督できず、機関運営というガバナンスの一部機能不全の状態に適切に対処できておりませんでした。

監査法人、弁護士等の外部機関の役員会へのオブザーバー出席等、機関運営における法令遵守の維持における体制整備に対する認識が不足しておりました。

機関運営事務を行う機関運営事務受託者が、法令遵守に基づき遺漏なく機関運営を遂行する責任を監督する認識が不足しておりました。

2. 改善措置

再発防止に向けた今後の改善措置を以下のように図ってまいります。

①機関運営事務受託者の協力による役員会の円滑な運営

本投資法人は、法令上決議を要する定例の案件について、機関運営事務受託者による事前の検証を受けた上で、役員会の開催日の年間スケジュールを組み立て、役員会開催の日程調整を円滑に進めます。また、このスケジュールを随時更新することによって、臨時役員会を滞りなく開催するようにします。

本投資法人は、このような役員会開催の日程調整方法の見直しを図るとともに、電話会議等の機動的な開催も進めてまいります。

これを平成 18 年 8 月の定例役員会より実施致します。

②専門家・外部機関の活用

監督役員は、従前まして弁護士等の専門家やコンサルタント等の外部機関を活用し、適時開示規則を含めた法令遵守についての業務に係る監査を行い、役員会の開催や適時開示等の業務の履行状態を検証し、適時開示を適切に行うための体制を構築するための経営監視機能を確認するものに致します。

これを平成 18 年 8 月より実施致します。

③企業倫理の周知徹底

本投資法人の倫理規程には投資法人の社会的責任の重要性及び公共的使命を明確に記しておりますが、役員会開催時にそれらの内容を書面等で確認するなど、継続的にこれを周知徹底することで、適正な開示を行ってまいります。

これを平成 18 年 8 月の定例役員会より実施致します。

④役員会招集業務の見直し

本投資法人は、役員会の招集業務にかかる機関運営事務受託者の業務範囲を明文化し明確に定め、

これに沿った招集業務を適切に行うこととします。

これを平成 18 年 8 月の定例役員会より実施致します。

⑤議事録作成の適正性の検証

本投資法人は、機関運営事務受託者をして、議事録作成にあたって、その手順を詳細に取り決めさせ、これを厳格に運用させます。

また、監督役員は必要に応じて法律事務所等を活用し、役員会議事録の作成プロセス及び内容の適正性を検証します。

これを平成 18 年 8 月の定例役員会より実施致します。

⑥第三者の立会い

本投資法人は、その役員会において、計算書類等の承認決議にあたっては公認会計士の立会いを受けるよう、また投資口の追加発行や投資法人債の募集などの重要な意思決定事項の決議にあたっては弁護士等に出席を依頼してまいります。

これは、投資法人・資産運用会社・機関運営事務受託者以外の者が機関運営の実際をモニターすることにより投資法人役員会の独立性の確保を企図するものであり、また、重大な法令違反を犯さないよう（事後ではなく）意思決定の段階で適切な指導を受ける機会を確保することを企図するものでもあります。

これを平成 18 年 8 月より実施致します。

⑦執行役員の変替

本投資法人は、投資法人の社会的責任と公共的使命を果たせずに法令違反に至ってしまった責任を充分認識すると共に、本件について責任の所在を明確にするため、厳正に対応致します。

つきましては、本投資法人の現執行役員は、執行役員の職を辞任することとします。

これにより、執行役員と資産運用会社の社長の兼務状態を解消し、新執行役員は役員会の機動的な開催と適正な運営を心掛け、適時開示規則を含む法令等の遵守を強く意識した体制を構築できるようにします。

実施時期；

平成 18 年 8 月 30 日に開催を予定しております投資主総会にて、新執行役員を選任するべく準備を進めております。

新執行役員候補者は弁護士であり、今般の法令諸規則上の問題をよく理解しております。弁護士の立場から、法令諸規則を厳格厳密に遵守し、資産運用会社とは独立した存在として本投資法人の業務を執行し、投資法人に対する信頼の維持向上を図り、投資法人の信用の基礎を強固にしてまいります。

なお、現執行役員は、新執行役員の就任までの期間においては、本改善報告書に記す改善措置の実施とその遂行状況の検証もまた、現執行役員の果たすべき重要な責務であり、また監督役員もこれらの執行状況を監督する義務があるとの認識のもと、かかる改善措置及び検証を実行してまいります。

以上